



3 水大第 189 号

令和 3 年（2021 年）10 月 18 日

一般社団法人 長野県電設業協会長 様

長野県環境部長

公害の防止に関する条例及び公害の防止に関する条例施行規則の
一部改正について（通知）

日頃より、本県の環境行政の推進につきましては、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

公害の防止に関する条例の一部を改正する条例（令和 3 年長野県条例第 31 号。以下「改正条例」という。）及び公害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和 3 年長野県規則第 100 号。以下「改正規則」という。）は、令和 3 年 10 月 18 日にそれぞれ公布され、同日から一部施行されることになりましたので、お知らせいたします。

主な改正点は下記のとおりですので、光害の防止について、今後ともご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 改正条例

（1）題名の改正

「公害の防止に関する条例」を「良好な生活環境の保全に関する条例」に改正

（2）^{ひかりがた}光害の防止に関する規制等の新設

ア 屋外での照明器具の使用における措置

イ 星空環境に関する配慮

ウ サーチライト等の使用の禁止

エ 光害防止のための啓発活動の実施

（3）施行期日

公布の日（サーチライト等の使用の禁止については、令和 4 年 4 月 1 日）

2 改正規則

（1）題名の改正

「公害の防止に関する条例施行規則」を「良好な生活環境の保全に関する条例施行規則」に改正

(2) サーチライト等の使用の禁止の特例の新設

ア 法令の規定に基づき使用する場合

イ 災害又は事故が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助又は被害の発生若しくは拡大の防止のために使用する時

ウ 教育、試験研究又は学術研究のために使用する時

エ 祭典等の催物において一時的に使用する時

(3) 施行期日

公布の日（サーチライト等の使用の禁止の特例については、令和4年4月1日）

水大気環境課 大気保全係

（課長）仙波 道則 （担当）田島 千聖

電 話 026-235-7177（直通）

FAX 026-235-7366

電子メール mizutaiki@pref.nagano.lg.jp